

16庁房第308号  
平成16年12月6日

社団法人日本音楽著作権協会  
理事長 吉田 茂 殿  
社団法人日本芸能実演家団体協議会  
会長 野村 萬 殿  
社団法人日本音楽事業者協会  
会長 井澤 健 殿  
社団法人音楽出版社協会  
会長 朝妻 一郎 殿  
社団法人音楽制作者連盟  
理事長 糟谷 銑司 殿

文化庁次長  
加茂川 幸夫

#### 還流防止措置に係る実務上の留意事項等について（通知）

このたび、「著作権法の一部を改正する法律」が、さきの第159回国会において成立し、平成16年6月9日付けをもって、平成16年法律第92号（以下「改正法」という。）として公布され、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードに係る還流防止措置（著作権法（昭和45年法律第48号）第113条（新）第5項。以下「本措置」という。）が、平成17年1月1日から施行されることとなりました。

また、上記改正を受け、本措置の対象となる商業用レコードの期間を、国内で最初に発行されてから4年に限定することとする「著作権法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、平成16年11月4日付けをもって、平成16年政令第338号として公布され、改正法の施行日から施行されることとなりました。

については、著作権者又は著作隣接権者が本措置を行使するに当たっての実務上の留意事項等について、別紙1の文化庁次長の社団法人日本レコード協会会長あて通知（平成16年12月6日付け16庁房第306号）のとおり取りまとめ、別紙2のとおり、これを財務省関税局長あてに通知し（平成16年12月6日付け16庁房第307号）、各税関に対して、その内容の周知徹底をお願いしておりますので、各団体においては、十分に御了知の上、各加盟団体等に対して、その内容の周知徹底を図られるよう、お取扱い方お願いします。

なお、本通知別紙2の財務省関税局長あて通知中、別添1（著作権法の一部を改正する法律）及び別添2（著作権法施行令の一部を改正する政令）は、平成16年12月3日付け16庁房第304号文化庁次長通知「著作権法及び同法施行令の一部改正等について（通知）」により送付済みであり、また、別添3（還流防止措置を行使するに当たっての実務上の留意事項等について）は、本通知別紙1と同一であるため、省略いたします。